

第3章 計画の推進

1 計画の進行管理

計画を実効性のあるものにするため、進捗状況を把握し、成果等の評価について研究するとともに、情報公開を進め進行管理を行います。

2 連携と協働による推進

国・県・他市町・民間団体・企業など関係機関と連携して、積極的な男女共同参画の情報収集に努めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者等及び教育関係者が連携・協働して男女共同参画社会の形成に取り組みます。

